相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍三重県津市白塚町一〇六四番地三、最後の住所本籍に同じ　被相続人　亡　澤井　次郎

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成二十八年四月十二日

三重県津市羽所町七〇〇番地アスト津八階ふりはた綜合法律事務所

相続財産管理人　弁護士　三浦　敏秀

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍大阪府和泉市国分町五九二番地、最後の住所本籍に同じ　被相続人　亡　本田　正己

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成二十八年四月十二日

大阪市北区天神橋二丁目北二番六号大和南森町ビル九階

相続財産管理人　渡辺　法之

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍大阪府枚方市岡山手町五二三番地、最後の住所大阪府枚方市楠葉並木一丁目一二番三五号　被相続人　亡　早水みゆき

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成二十八年四月十二日

大阪市中央区北浜二丁目一番三号北浜清友会館九階　相続財産管理人　新宅　正人

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍大阪府泉南市新家三七三八番地、最後の住所大阪府泉南市信達市場二六六一番地の一三　被相続人　亡　亀谷　一郎

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成二十八年四月十二日

大阪市北区西天満四丁目一番二号中之島日光ビル六階

相続財産管理人　弁護士　小橋　るり

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍神戸市東灘区森南町一丁目八五一番地、最後の住所神戸市東灘区森南町一丁目五番一―八一二号　被相続人　亡　伊藤　ゆき

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成二十八年四月十二日

神戸市中央区多聞通二丁目四番四号ブックローン神戸ビル東館七階　かけはし法律事務所

相続財産管理人　亀井　尚也

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍兵庫県三木市志染町広野三丁目一五三番地、最後の住所兵庫県三木市志染町広野三丁目三八一番地　被相続人　亡　長田　その

平成二十八年四月十二日

大阪市中央区平野町一―八―一五マルイト平野町ビル三階

相続財産管理人　弁護士　牧　直樹

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍奈良県奈良市百楽園五丁目八番、最後の住所大阪市浪速区元町一丁目四番二二―七一〇号　被相続人　亡　北山　大

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成二十八年四月十二日

大阪市中央区北浜二丁目一番三号北浜清友会館九階　相続財産管理人　新宅　正人

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍大阪府泉南市新家三七三八番地、最後の住所大阪府泉南市信達市場二六六一番地の一三　被相続人　亡　亀谷　一郎

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成二十八年四月十二日

大阪市北区西天満四丁目一番二号中之島日光ビル六階

相続財産管理人　弁護士　小橋　るり

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍神戸市東灘区森南町一丁目八五一番地、最後の住所神戸市東灘区森南町一丁目五番一―八一二号　被相続人　亡　伊藤　ゆき

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成二十八年四月十二日

神戸市中央区多聞通二丁目四番四号ブックローン神戸ビル東館七階　かけはし法律事務所

相続財産管理人　亀井　尚也

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍兵庫県三木市志染町広野三丁目一五三番地、最後の住所兵庫県三木市志染町広野三丁目三八一番地　被相続人　亡　長田　その

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成二十八年四月十二日

神戸市中央区相生町二丁目三番九号　石川ビル五階　藤野法律事務所

相続財産管理人　弁護士　藤野　亮司

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍和歌山県橋本市菖蒲谷四八番地、最後の住所和歌山県橋本市菖蒲谷五八六番地の八　被相続人　亡　山本　茂嗣

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成二十八年四月十二日

和歌山市岡山丁三九番地城下町ビル二階

相続財産管理人　弁護士　田邊　和喜

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍和歌山県紀の川市打田三五〇番地、最後の住所和歌山県和歌山市和佐関戸二六番地の二サンモールあおい　被相続人　亡　神崎　晴文

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成二十八年四月十二日

和歌山県和歌山市寄合町二三番地アセンブルビル三階　南海総合法律事務所

相続財産管理人　弁護士　藤井　友彦

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍広島県安芸郡瀬野村大字上瀬野一三〇九番地の一、最後の住所不詳　被相続人　亡　諏訪　常助

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成二十八年四月十二日

事務所　広島市中区紙屋町一丁目三番二号銀泉広島ビル五階

相続財産管理人　弁護士　下宮　憲二

第60期決算公告　平成28年4月12日

名古屋市中区丸の内一丁目12番4号

スギムラ化学工業株式会社

代表取締役　村松　明博

貸借対照表の要旨（平成27年10月31日現在）

科目		金額(千円)
資の産部	流動資産	10,698,129
	固定資産	3,667,985
	繰延資産	722
	合計	14,366,836
負純資産の債及び部	流動負債	3,489,496
	固定負債	470,451
	株主資本	10,406,889
	資本金	66,000
	利益剰余金	10,340,889
	利益準備金	17,465
	その他利益剰余金	10,323,424
	(うち当期純利益)	(929,768)
	合計	14,366,836

第31期決算公告　平成28年3月24日

静岡県浜松市浜北区永島938

株式会社アーレスティテクノサービス

代表取締役　吉田　邦夫

貸借対照表の要旨（平成27年12月31日現在）

科目		金額(千円)
資の産部	流動資産	2,338,081
	固定資産	395,643
	資産合計	2,733,725
負純資産の債及び部	流動負債	644,477
	固定負債	33,859
	株主資本	2,055,388
	資本金	15,000
	資本剰余金	70,000
	その他資本剰余金	70,000
	利益剰余金	1,970,388
	利益準備金	3,750
	その他利益剰余金	1,966,638
	(うち当期純利益)	(147,468)
	負債・純資産合計	2,733,725

第18期決算公告

平成28年3月25日

埼玉県さいたま市大宮区桜木町一丁目12番地7

株式会社日本自販機システム

代表取締役　野中　清茂

貸借対照表の要旨（平成27年12月31日現在）

科目		金額(千円)
資の産部	流動資産	345,811
	固定資産	12,157
	合計	357,968
負純資産の債及び部	流動負債	192,316
	株主資本	165,651
	資本金	43,000
	利益剰余金	125,931
	利益準備金	5,661
	その他利益剰余金	120,270
	(うち当期純利益)	(15,004)
	自己株式	△3,280
	合計	357,968